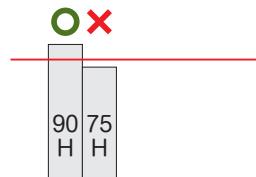


〔3〕特別条項付き36協定

1年間について「6箇月」を上限として、特別条項を発動させて、次の限度時間とすることができます。

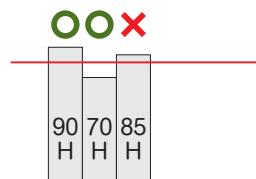
- ① 1箇月の時間外労働（休日労働を含む）…………100時間未満
- ② 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のそれぞれの時間外労働の1箇月当たりの平均時間（休日労働を含む）…………80時間以内



①ある月の時間外・休日労働が90時間だった場合、翌月は70時間を超えることはできない。

$$\text{X} (90+75) \div 2 = 82.5$$

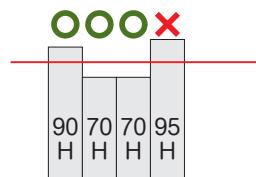
$$\text{O} (90+70) \div 2 = 80$$



②翌月を70時間としても翌々月は80時間を超えることはできない。

$$\text{X} (90+70+85) \div 3 = 81.6$$

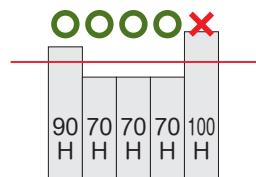
$$\text{O} (90+70+80) \div 3 = 80$$



③90時間の月に後続して70時間の月が2月あっても、4箇月目は90時間を超えることはできない。

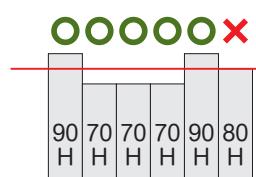
$$\text{X} (90+70+70+95) \div 4 = 81.25$$

$$\text{O} (90+70+70+90) \div 4 = 80$$



④90時間の月に後続して70時間の月が3月あれば、5箇月目が100時間でも80時間以内に収まるが、100時間に達することは禁止されている。

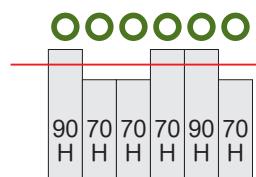
$$\text{X} (90+70+70+70+100) \div 5 = 80$$



⑤5箇月目を90時間に抑えれば6箇月目が80時間でも6箇月平均では80時間以内に収まるが、直前の2箇月でみると80時間を超えてしまう。

$$\text{X} (90+70+70+70+90+80) \div 6 = 78.3$$

$$\text{X} (90+80) \div 2 = 85$$



⑥つまり、本事例の場合、6箇月目は、70時間に収めなければならない。ただし、6箇月目は80時間を超えることができない（②に戻る）。



単月100時間未満であるか否か、及び2箇月～6箇月を平均して1箇月80時間以内であるか否かは、休日労働を含めて判断するが、年間上限の720時間以内であるか否かは、休日労働を含めずに判断する！

休日労働を含めた年間上限時間

720時間

時間外労働

80時間

1月	45時間	35時間
2月	45時間	35時間
3月	45時間	35時間
4月	45時間	35時間
5月	45時間	35時間
6月	45時間	35時間
7月	75時間	5時間
8月	75時間	5時間
9月	75時間	5時間
10月	75時間	5時間
11月	75時間	5時間
12月	75時間	5時間

休日労働

960時間



特別条項付き協定において、限度時間を超える部分の割増賃金の率は、法15条1項の規定による絶対的明示事項であり、また、法89条2号の規定による就業規則の絶対的必要記載事項である！